

請願書 文表

令和5年12月4日 第7回（定例）町議会

請願番号	受理月	日	請願者住所氏名	件名	請願の要旨	紹介議員	審査結果	月	日
6	11	14	上川郡清水町本通1丁目 日本労働組合総連合会 北海道連合会清水地区連合会 会長 安田 幸子	選択的夫婦別姓制度の議論 の活性化を求める意見書の 請願	別紙のとおり	田村幸紀 議員			
7	11	20	上川郡清水町字清水第4線 81番地10 大林 さおり	パンデミック条約締結及び 国際保健規則改正に係る情 報開示等を求める請願	別紙のとおり	山本奈央 議員			

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の請願

【請願趣旨】

現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しており、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓を余儀なくされることで、自己同一性を喪失し苦痛を感じる、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じている。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組みを進めているが、一部の国家資格や免許等では旧姓の使用が認められていない。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛は解消されず、根本的な解決策にはならないほか、ダブルネームを使い分ける負担、本人や企業等の経済的なコスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題が指摘されている。

さらに、一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚などを検討する人にとっては、特に改姓への抵抗感が強く、中には結婚を諦めてしまう人もいるため、ますます非婚や少子化につながる要因と言われている。

国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告している。さらに、平成 27 年の最高裁判決に続き、令和 3 年 6 月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については「国会で論ぜられ、判断されるべき」とされたところだが、依然として国会での議論は進んでいない状況である。

多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、世論の動向や最高裁の判断趣旨も踏まえた上で議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国の責務である。

よって、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度にかかる議論を積極的に行うことを求める。

つきましては、貴議会におかれましては、関係機関に地方自治法第 99 条の規定に基づく意見書の提出をしていただきたく請願いたします。

世界保健機関（以下「WHO」）では、新型コロナウイルス感染症の経験をふまえて将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO憲章第21条に基づく国際約束である国際保健規則（IHR2005）（以下「国際保健規則」）を改正するとともに、「パンデミックの予防、備え、対応に関するWHO条約、協定その他の国際文書」（以下「パンデミック条約」）を新しく制定する協議が、令和3年12月のWHO総会以降の政府間交渉会議（INB）において、同時並行で進められています。

令和6年5月のWHO総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されています。

現在、WHOのウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案では、
①加盟国がWHOの勧告に従うこととを予め約束し、WHOの勧告に法的拘束力を持たせる。
②WHOが国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や供給を行う。
③ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の援助義務を課せられる。

以上の内容が含まれており、加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害となり、基本的人権や国民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されていますが、日本では、これらの草案の内容や交渉過程が、国民に十分周知されているとは言い難い状況にあります。

つきましては、貴議会において、関係機関へ地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出していただくよう請願いたします。

記

- 1 WHO総会で行われたパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知すること。
- 2 地方議会議員、有識者、その他一般国民から、意見を聴取する手続を早期に開始すること。